

⑥ 制の確立に努める。  
 家庭、地域社会、関連機関との連携強化

ア 学校と家庭、地域社会との有機的な連携を図り、家庭や地域社会の教育力の向上と生徒指導充実のための啓発に努める。

イ 学校と関係機関との密接な連携・協力態勢の確立を図り、児童の実態に対応する生徒指導の推進に努める。

⑦ 教職員研修の充実  
 教職員の使命感の高揚と指導力の向上を図るため、体系的な研修の推進と研修内容・方法の改善充実に努める。また、社会の変化と時代の要請に即した研修の充実に努める。

⑧ 指導体制の充実  
 指導主事及び学校教育指導委員の適正配置とその指導力の向上に努める。

⑨ 教職員定数の確保と適正配置の推進  
 ア 学校規模に応じた教員配置を行うとともに、全国的な立場から配置の均衡化に努める。

イ 地域や学校の実態を踏まえ、男女別、年齢別構成等を考慮した適正な教員配置に努める。

ウ 事務職員の確保を図り、学校規模、へき地校等を勘案し、適正配置に努める。

⑩ へき地における教育諸条件の整備促進

ア 地域の実態に即した学校の適正配置を促進する。

イ 複式学級担当職員の指導力の向上を図るため、その研修の充実に努める。

ウ 通学条件の緩和を図るため、通学バス等の整備を促進する。

⑪ 施設の整備促進  
 ア 危険校舎、危険屋内運動場等危険建物を計画的に解消するよう市町村の指導に当る。

イ 過大規模校を解消するため、分離新設を促進する。

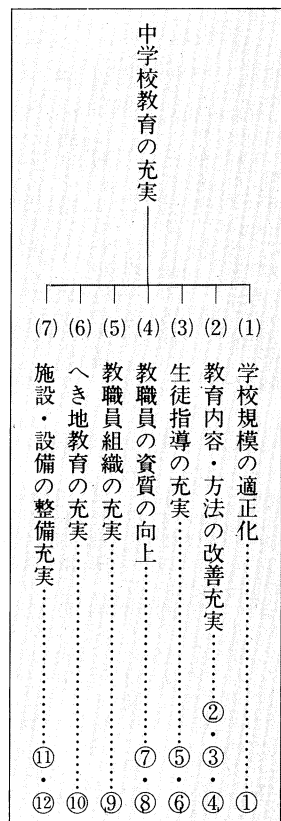
ウ 多目的スペース、クラブハウスの設置、屋外教育環境の整備等を促進する。

⑫ 教材・教具の整備拡充  
 ア 教材・教具等の設備を計画的に整備充実するよう市町村の指導に当る。

イ 情報化等に伴い開発された教育機器等を使用した教育方法の開発を図るため、関係設備を計画的に整備充実するよう市町村の指導に当る。



### 第3節 中学校教育 第1項 施設の概要 1 施策の体系



#### 2 施策

① 学校規模の適正化の促進  
 ア 各地域の生徒数の推移を見極めながら、地域の実態に応じた適正な学校配置を促進する。

イ 学校規模に応じた学校経営の在り方を工夫するとともに、過大規模校の解消等により学校規模の適正化に努めるよう市町村の指導に当る。

② 教育課程の改善と学習指導の充実  
 ア 中学校学習指導要領の改訂(予定)の趣旨を踏まえ、地域や生徒の実態に即した教育課程の改善に努めるとともに、各教科等の目標達成のための適切な指導方法について研究を推進する。

イ 教育機器や学校図書館の活用などにより、生徒の心身の発達段階や能力・適性等に応じた学習指導法の工夫に努める。

ウ 自己教育力を育成するための指

導方法、評価の改善に努める。

イ 地域や学校の実態及び児童の発達段階を踏まえた教材の精選と指導内容の重点化に努めるとともに、地域素材の教材化、郷土教育のための教材開発等に努める。

③ 道徳、特別活動等の充実  
 ア 「道徳の時間」の年間指導計画及び指導方法の改善充実に努める。

イ 特別活動における児童の個性の伸長・望ましい集団活動を促すための指導方法の改善に努める。

④ 国際理解教育の充実  
 ア 国際理解と国際交流を促進するための機会の拡充と教材開発に努める。

イ 英語指導の充実を図るため、外国青年招致事業による英語指導助手の招致を促進するとともに、有効な活用について指導に当る。